

あぶない!!

ながらスマホ



携帯電話を使用して走行し、交通事故を起こすなどすると、

罰則

1年以内の懲役 または
30万円以下の罰金



この広報誌は、交通安全指導員が作成しました。
発行 / (一財) 宮崎県交通安全協会・各地区交通安全協会

